

翁委員の御質問とその回答

令和4年12月
一般社団法人全国地方銀行協会

(質問①) 新制度を使われる制度にするために

最終的な出口が最初から多数決という制度だと、全員同意が前提の制度と比較して、金融機関にとって新制度の手続きに入ることについて躊躇があるか。もし、そうしたハードルがあるならば、特にどの点に気を付けた制度設計にすれば、制度を利用する金融機関が増えるとお考えか。

(回答)

- ・制度全体の方向性には特段の異論はないものの、多数決で少額債権者になることが想定される金融機関が躊躇する可能性はある。
- ・また、事業再生ADRではなく、新制度を選択したことにより、「全員同意が得られない見込みなのではないか」、「一般商事債権者も対象債権者にするつもりなのでは」などの憶測を呼び、債権者が身構える可能性もあると考える。
- ・この点、本制度は、多数決ルールであるとは言え、既存の事業再生ADRと同様に全員同意を目指すことも選択肢の1つとして考えられる。また制度全体の透明性・衡平性、計画の妥当性・公平性等が担保されなければ、計画は成立しないので、これらが担保されるような制度設計にすべきと考える。
- ・新制度の特徴は、商事債権者も含まれる点であり、新制度が結果として「使われる制度」となるためには、対象事業者・対象債権の定義を明確に示すことも必要と考える。

(質問②) 利用企業のレピュテーションリスクについての受け止めについて

事業再生ADRから簡易再生に早く移行できるように現制度の使い勝手を改善できたとしても、全員一致が難しいことが予想され法的整理に移行するリスクがみえている企業の場合は、企業の事業再生ADRの利用への躊躇は大きいのではないか。その点で企業にとって最初から多数決による私的整理の制度新設のメリットは大きいとは考えられないか。

(回答)

- ・法的整理と比較した場合の私的整理のメリットとして、秘匿性の保持があるが、実態として、利用企業が、本制度の利用について何らかの形で地域のメディアに報じられる可能性を意識することも考えられるのではないか。

- ・なお、新制度は、スピード（法的整理へ移行しなくてもよい）の点でメリットが大きいと考える。ただし、「多数決による私的整理」は初の試みなので、即時抗告があった場合などに、スピードが確保できるか否かがポイントとなるのではないか。

（質問③）中小企業の利用について

中小企業でも債権者が意外に多いケースは少なくない。比較的中堅の企業のみならず、多くの中小企業にこの制度を活用してもらおうとする場合に必要な手当ては何か。

（回答）

- ・中小企業における私的整理では、中小企業活性化協議会等が機能している。また、中小企業の場合その取引先（一般商事債権者）も中小企業であることが多く、一般商事債権者を対象債権者にできる本制度は馴染まない（理解されない）可能性がある。
- ・また、本制度は正確な清算価値保証等の測定の下地として、より厳格・緻密なDDが必要となる制度であり、相応の負担が発生する。中小企業における本制度の活用を考えるのであれば、こうした手続に係る外部専門家の紹介や費用補助等を検討してはどうか。

（質問④）指定法人に関連して

事業再生実務家協会について、現状感じている課題は何か。

（回答）

- ・中小企業活性化協議会は各県に存在するのに対して、事業再生実務者協会は全国で1組織であり、地方企業が利用しやすいよう、事業再生実務者協会の物的、人的なリソースの拡充を図るために公的な支援を検討してはどうか。

以上